

令和3年8月23日

保護者各位

調布市長 長 友 貴 樹

緊急事態宣言の期限再延長に伴う認可保育園の対応について

日頃から、保育施設における新型コロナウイルスの感染防止対策に、御理解、御協力を賜り感謝申し上げます。

この度、国は、新型コロナウイルスの感染急拡大が続く東京都に対して、緊急事態宣言の期限を再延長しました。市内の認可保育園においては、感染者や濃厚接触者の発生が相次いでおり、8月だけでも12の認可保育園が休園を余儀なくされ、現在の感染状況を考えると今後も園内における感染者の発生が懸念されます。緊急事態宣言下においても市内の認可保育園は、国及び東京都が示す「原則開所」の方針のもと、引き続き感染症対策を講じたうえで運営を継続して参りますが、園内での感染を防止するためには、保育施設はもとより、各御家庭での感染防止の取組も必要不可欠であります。

つきましては、認可保育園における子どもの安全・安心の確保と感染拡大防止のため、下記の対応を行うこととします。保護者の皆様には、園内での感染防止のため、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 認可保育園の運営

- (1) 国及び東京都の方針に基づき通常どおり開園としますが、仕事を休むことが可能な場合や育休等で家庭での保育が可能な世帯は、可能な限り登園を控え、家庭での保育に御協力をお願いします。また、接触機会の低減のため、通勤時間と勤務時間を合わせた時間だけ預けるなど必要最低限の利用に御協力いただくとともに、テレワーク等の在宅勤務日は勤務時間終了後、速やかなお迎えをお願いします。
- (2) 対象期間
令和3年8月24日（火）から東京都における緊急事態宣言が解除される日まで
- (3) 保育料・給食費（副食費）
対象期間中の保育料は、欠席日数に応じて減額し、後日返還します。
なお、給食費（副食費）の徴収等の取扱いについては、在籍園に御確認ください。

2 園内での感染拡大防止のために

(1) 登園に際して

ア 登園前に園児の体温を計測し、発熱や呼吸器症状等の症状がみられる場合は、登園を見合わせていただくようお願いします。過去に発熱等が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは、同様の取扱いをお願いします。

イ 園児の同居家族に発熱や呼吸器症状などの症状がある場合は、可能な範囲で園児の登園を控えていただくよう御協力をお願いします。

ただし、発熱や呼吸器症状等が、新型コロナウイルスによるものではないと医師が判断した場合は、この限りではありません。なお、症状等で心配がある場合は、主治医と相談したうえで、在籍園に御相談ください。

(2) 同居家族等がPCR検査を受ける又は濃厚接触者と指定された場合

速やかに在籍園に情報提供をお願いするとともに、少しでも園内での感染拡大を防止するため、この状況が判明した段階で登園を見合わせ又は早退していただくようお願いします。

仮に園児が感染した場合、その園児の最終登園日やその状況によって、施設の休園の必要性及びその日数が決まります。

3 感染又は濃厚接触者と判定された場合に、園にお伝えいただきたい情報

(1) 園児又は同居の家族等が感染した場合

ア 感染判明までの経緯（感染判明日・PCR検査日・症状が出始めた日等）

イ 所管の保健所

ウ 現在の状況（熱や咳等の症状の有無、入院、自宅療養等）

エ 他の同居の家族等の症状

オ その他、園への感染に関係しそうな情報

(2) 園児又は同居の家族等が濃厚接触者と判定された場合

ア 濃厚接触者と判定されるまでの経緯（判定日・誰の感染によるものか等）

イ 所管の保健所

ウ PCR検査の予定の有無

エ 本人の現在の症状（熱、咳等）の有無

オ その他、園への感染に関係しそうな情報

4 行事について

毎年定例的に行っている園行事についても、園毎に施設や人的状況を考慮し、実施を見送る又は形状を変えて実施するなどの対応を行う場合がありますが、園内での感染拡大防止を目的とした取組であることを御理解くださいますようお願いいたします。

担当：調布市子ども生活部保育課

電話：042-481-7133・7134